

令和8年2月18日

日常生活用具費の支給要件の変更

障害者(児)、難病患者等の方を対象とした日常生活用具費の支給について、支給要件の一部が変更となりました。

変更後の基準額は、令和8年4月分として支給するスチーム用器具より適用します。

○変更内容

種目	変更項目	変更後 (令和8年4月分以降)	現行(令和8年3月分まで)
スチーム用器具 (蓄便袋、蓄尿袋)	基準額 (月額)	蓄便袋 … <u>11,000円</u> 蓄尿袋 … <u>13,000円</u>	蓄便袋 … 8,900円 蓄尿袋 … 11,700円

※詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

○お住まいの区の区役所保健福祉課(平日9時～17時)

東灘 ☎841-4131 Fax851-9333	長田 ☎579-2311 Fax579-2343
灘 ☎843-7001 Fax843-7018	須磨 ☎731-4341 Fax735-8159
中央 ☎335-7511 Fax335-7919	北須磨 ☎793-1212 Fax 795-1140
兵庫 ☎511-2111 Fax511-7006	垂水 ☎708-5151 Fax 709-6006
北 ☎593-1111 Fax594-0934	西 ☎940-9501 Fax 990-2521
北神 ☎981-5377 Fax984-2334	玉津 ☎965-6400 Fax 926-1300

○お問い合わせセンター:0570-083-330 または 078-333-3330

8時～21時(年中無休)

メールフォームはこちら⇒



すでに令和8年4月分以降の申請をされた方へ

今回の基準額増額により、見積書の差し替えを希望される場合は、行政事務センターへお電話していただき、(電話番号078-381-5533)、金額変更後の見積書を行政事務センターへ送付してください。